

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第4回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年5月18日(月) 16:57～18:10

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

牛尾 陽子、古賀 伸明、篠崎 悦子、杉山 武彦、高橋 温、田尻 嗣夫、
山上 紀美子、吉野 直行、米澤 康博、若杉 敬明 （以上10名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、後藤 篤二（郵政行政部企画課長）、
菊池 昌克（郵便課長）、神山 敬次（信書便事業課長）、
藤江 研一（郵便課調査官）、
永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

（1）分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

（2）諮問事項

- ① 平成21年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可【諮問第1016号】
- ② 郵便業務管理規程の変更の認可（300円通常切手の発行）【諮問第1017号】
- ③ 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1018～1020号】（非公開）

開 会

○永利総務課課長補佐（事務局） 事務局でございます。お時間があと二、三分ございますが、皆様おそろいですので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第4回郵政行政分科会を開催いたします。

私は情報流通行政局総務課の永利でございます。本日は分科会委員の皆様の互選により分科会長が選任されますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開の案件がございます。したがって、傍聴者の方々には非公開とする議題が始まる前に退室していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、先ほどの総会で行いましたとおり、篠崎委員と山上委員が新たに就任され、当分科会にご所属となりましたので、改めてご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は委員16名中10名がご出席ですので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

吉野委員、お願いします。

○吉野委員 皆様こちらにおられる方は、それぞれご見識のある方だと存じますが、ご経験が豊富で、これまでも分科会長を務めておられました東京国際大学の田尻経済学部教授が適任ではないかと思えます。この分科会は、委員の皆様が様々意見を申し上げて大変な分科会ですが、田尻委員はこれまで非常にうまくまとめてこられましたので、ぜひ田尻委員をご推薦申し上げたいと思えます。

○永利総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。ただいま吉野委員から田尻委員を分科会長にとご推薦がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○永利総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。

それでは、田尻委員に分科会長をお願いしたいと思います。分科会長席にお移り願えますでしょうか。

（田尻分科会長、分科会長席へ移動）

○永利総務課課長補佐（事務局） それでは、まずごあいさつをいただきたいと存じます。

○田尻分科会長 ただいまご推薦を賜りました田尻でございます。郵政民営化法とその関連法が成立いたしましたして、早くも3年7カ月が経過いたしました。また、民営・分社化が行われてから1年半が経過した訳です。

このところ、日本郵政グループの業務執行にかかわる様々の事象が報じられており、社会的な関心も高まっているところです。さらに、郵政民営化委員会から3年ごとの見直しの意見書も提出され、今後の経営と業務執行上の課題が示されたところです。

当分科会で審議させていただきますのは、郵便事業をはじめといたしまして、民営化各社の行う事業のほか、ご承知のとおり信書便事業がございしますが、いずれも国民生活を支える大変重要なものであり、国民的な関心も高まっているところです。

今後とも当分科会の役割は、ますます重要になってくると思われまゝす。委員の先生方のお知恵とお支えをいただきまして、また、関係の皆様方のご協力を賜りまして、この審議会の本来の目的を、しっかりと達成できますよう運営を図ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永利総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。それでは、この後の議事の進行は分科会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田尻分科会長 それでは、議事を進めさせていただきたいと存じます。

まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会会長代理を決めておきたいと存じます。分科会長代理は、規定により分科会長が指名することとされておりますので、僭越ではございますが、私から指名をさせていただきたいと存じます。

分科会長代理には、郵政事業に関する幅広い見識とご経験をお持ちでいらっしゃいます、若杉東京経済大学経営学部教授にぜひお願いをしたいと存じます。若杉委員、よろしゅうございますか。

○若杉委員 お受けいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、若杉委員、分科会長代理席にお移りください。

（若杉分科会長代理、分科会長代理席へ移動）

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の案件は3件ございます。

初めに諮問第1016号「平成21年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」についてです。総務省から説明をお願いいたします。

○菊池郵便課長 郵便課の菊池でございます。よろしくお願いいたします。それでは、年賀郵便葉書の寄附金の配分についてご説明申し上げたいと思います。

資料4-1に沿ってご説明いたしますが、「平成21年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について」という横書きの資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、21年用寄附金の配分につきまして、配分額の説明を申し上げます。寄附金の種類としましては、一般寄附金とカーボンオフセット寄附金、この2種類がございます。一般寄附金につきましては、配分予定額が4億4,602万円、対前年比で4,000万円弱減少しております。発売枚数は昨年よりも約328万枚多かったですのですが、20年からの繰越金が約2,516万円減少しています。この繰越金は、配分先として採用されたが辞退した団体があったことや、計画の変更による余剰金が生じた場合の返納により、2,500万円強減少したということです。

一方、支出ですが、昨年の寄附金の配分のご審議の中で、年賀付郵便の寄附金の周知があまり図られてないのではないかというご指摘があったと記憶してございます。お手元に緑のリーフレットを配らせていただきましたが、審議会のご意見を受けまして、これを130万枚発行いたしまして、周知活動を行ったということで、支出が約2,000万円弱増加しております。差し引きまして、予定額は3,600万円強減少しているという状況になってございます。

カーボンオフセット寄附金は、予定額は7,511万円で、対前年で47万円増となって

ございます。要因としては、20年度から暑中葉書「かもめーる」にカーボンオフセットの寄附金をつけたものを80万枚販売したためということです。金額が少額ですので、年賀と合わせて配分したいということで、今回収入として上がってきているものです。

このように、収入面では110万円の増でございますが、支出の面で費用が約64万円増えているということで、差し引いて47万円の増となっております。以上が配分予定額の説明です。

続きまして配分についてご説明いたします。まず一般寄附金ですが、申請は908団体、昨年と比べまして49団体減少してございます。申請額は22億7,766万円で、昨年よりも2,000万円弱減少しているという状況にございます。分野は昨年と大体同じような傾向でございまして、社会福祉関係が85%、青少年健全育成関係が9%と、この2つで全体の95%を占める状況になってございます。

最終的な配分ですが、団体数にしまして266団体、額は先ほどの予定額です。採択率は29%、昨年は31%です。金額は20%、昨年は21%ですので、ほぼ前年並みという状況になってございます。お手元に棒グラフをつけさせていただきました。これを見ていただいても分野別の変動はございません。申請団体が少ない状況ですので、団体が少し変わることにより1%、2%は変わってしまうのですが、大体の傾向は昨年と同様ということが見てとれるかと思えます。

配分の特徴ですが、原則を書かせていただいております。まず事業の内容の審査は当然ですが、それに加えて、定量的基準として優先される事項を3項目書かせていただいております。まず、申請金額が低い団体を優先する、寄附金依存率が低い団体を優先する、団体の繰越金が少ない事業、つまり収支状況が厳しい団体ということですが、これを優先するというので、この3つを数量化しまして最終的な配分の値を決めるということで、今回上がってきたものです。

今年の特徴ですが、まず、車両購入は、エコカーの申請についてなるべく優先するようにしたと聞いております。今回、エコカー関係は31団体から申請が上がってきておりますが、最終的には15件、率にしまして48%を採択いたしました。一般の車両は25%ですので、エコカーを優先したということです。

続きまして、2ページ目です。地域還元を考慮し、地域に配慮した事業について優先したとのこと。これは地方版の寄附金付年賀はがきが復活したことを反映しまして、どの案件も地域に根ざしたものではございますが、より地域に根ざした目的を持ったプロジェクトを優先したということです。

3点目、これは機器の更新ですが、自立支援につながるような機器の更新を優先したと聞いてございます。この3つが今回の今年の特徴になってございます。

続きまして、カーボンオフセットですが、申請団体が20団体、申請額が5億600万円ということです。最終的な配分は12団体、7,511万円です。昨年は3団体しか申請されておりましたが、今回は9団体増えて12団体と、今回の周知活動によって若干知名度が上がってきたかと思っております。

配分の特徴ですが、プロジェクトの内容自体にあまり差がなかったため、より多くの排出量を購入できるように、単価が安いものを優先したということです。また当然ではございますが、プロジェクトの実施地域における環境への影響に配慮したプロジェクトを優先したと

聞いてございます。以上が配分の特徴です。

審査結果についてご説明します。まず3ページの、必要な書類が整っているかということ、これは適です。4ページ目、これは法律で10分野と決められておりますので、その枠の中に入っているかという審査です。278団体が全て1から10までの事業のどれかに属しておりますので、適当という審査結果です。5ページ目、これは支出の適性性の観点です。寄附金の取りまとめに要する費用が適正か、また、監査に要する費用が適当かということで、これも条文にのっとった形で支出が計上されてございます。100分の1.5を超えるとこは全て会社の負担と聞いてございますので、すべてこの制限の枠の中に入っているということです。

7ページ目です。配分すべき団体の選定方法ですが、理由のところに書いてございますように、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議し、その後、機関の決定として取締役会にかかるということで、審査の過程は中立的であり公正妥当と認められると判断しまして、適当とさせていただきます。

最後に、配分団体が守らねばならない事項、これは区分経理や使途の制限です。また、監査に係る事項等このような必要事項が決められているということで、適当と審査をした次第です。今回挙げられてきたものは法律の審査基準にのっとり適当と考えられますので、その旨、ご審議をお願いしたいと思っております。

参考資料として、バックデータになりました細かい数字や、申請団体の細分にわたりました申請件数、また手続等の必要な部分をまとめておりますので、後ほどごらんになっていただければありがたいと思います。以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご自由にご発言いただければと存じます。

○吉野委員 ご説明ありがとうございます。こういう厳格なやり方は、非常にいいことだと思うのですが、今後に関して、使われたものがどういう効果があったかということが、もう少しわかるといいのではないかと思います。審査は厳格にやるというのは、ルールとしてよいと思うのですが、事後的に、例えばエコカーを買われても、あるところでは非常に効果的に使われていたり、またあまり効果がなかったりするかもしれませんので、事後報告をしていただいて、それも将来に結びつけるという方法もあるのではないかと思います。

○菊池郵便課長 現在監査は、当初の申請にあった事業に使っているか、区分経理をしているか、また、お年玉付き年賀はがきの寄付の配分だと表示をしているかというような項目しかございませんので、ご指摘の点はどのような形で効果分析ができるのかも含めまして、会社に検討するような形で伝えたいと思います。

○篠崎委員 関連のお話なのですが、監査は全団体についてについて行うのですか。それから、初めてこの会に参加させていただいてつたない質問なのですが、これまでに監査をして、何かよからぬ事例でもありましたでしょうか。随分歴史のある事業だと思うのですが。

○菊池郵便課長 平成18年の監査結果についての報告がございしますが、そのうち、330団体にすべて監査を実施したと聞いてございます。買ったものはしっかりと表示してくださいというお願いをしているのですが、その表示が不十分であったというのが16団体ありました。監査でわかったのはそのぐらいだと聞いてございます。

○篠崎委員 そうですか。おおむねよく運用されているということですね。

○菊池郵便課長 はい。

○田尻分科会長 年賀はがきというのは、もう国民生活の中にしっかりと定着しているものだと思うのですが、その中で寄附金付きの認知度合いがどれぐらいなのかというのが、一つあるかと思えます。先ほどいただきました資料でも、年々の配分額が右肩下がりになってきているようではありますが、今回おつくりいただいた助成事業の事例に関するパンフレットを見ましても、毎年年賀はがきの販売が始められる時期に、こういったパンフレット等で、年賀はがきというのはお年玉付きだけではなくて、ごくわずかですが寄附金があることを啓発するような取組というのがあっていいのではないかと思います。あるいは、配分団体にも様々のドラマがあるのではないかと思います。高齢者福祉だけではなくて、子供の活動等にも助成するような団体があるようですので、年賀はがきの販売の際に、郵便局によっては景品をくださるところもあるのですが、それよりもむしろこういうパンフレットで、寄附金でこれだけのことができています、とアピールするのがよいのではないかと思います。60年間で計算しますと460億円、最近は何兆円という単位で物事が出てくるものですから、金銭感覚が麻痺しているのですが、460億円が無償の寄附だというのは非常に大きな実績だと思います。年賀はがきが幾ら売れたかとか、元旦に何%配達できたというようなニュース報道だけではなくて、一種の郵政文化だと思いますので、郵便事業株式会社で、こうしたものを販促キャンペーンに踏み込む形で、ご努力いただければと願っております。

○菊池郵便課長 はい。

○田尻分科会長 ほかに何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

特にご意見がないようでしたら、諮問第1016号は、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申をすることにいたします。

次に、諮問第1017号「郵便業務管理規程の変更の認可」、これは300円の通常切手を新たに発行するという事案ですが、総務省からご説明をお願いいたします。

○菊池郵便課長 300円の通常切手を発売するための郵便業務管理規程の変更の認可について、ご説明を申し上げたいと思います。資料4-2の横長の資料で説明を申し上げます。

変更の趣旨ですが、平成21年3月1日から実施された簡易書留郵便料金の引き下げ、これは配達記録郵便を廃止したことに伴い、簡易書留の料金を350円から300円に値下げしたものです。ただ、従来300円切手がいなかったため、利用者から300円切手を発行してほしいという要望が、数多く郵便事業会社に寄せられていた状況がございました。これをかんがみまして、利便性の向上を図るために、新たに300円の切手を発行するという内容になってございます。

(2)の変更内容ですが、資料に郵便業務管理規程の現行と改正後のものがございしますが、郵便切手に300円を追加するものです。実施時期は今年の7月23日からとのことです。なお、まだ図柄等は決まってないと聞いてございます。

2ページ目以降が審査結果ですが、この郵便業務管理規程は、郵便法第70条第3項に認可の基準が定められておりますが、今回は300円切手を追加するだけですので、従前とは大きな変更がありません。第8項第3号の、300円切手を発行するというのが的確に定

められているということで、適当という審査結果になってございます。以上でございまして、審査は適当と判断している次第です。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

○吉野委員 こういった新しい切手の種類を発行したり、あるいは廃止したりするときについて伺います。今回は350円切手を残して、300円切手を追加で発行するという形ですが、例えば、ある切手があまり使われなくなったときには、廃止するということがあるのでしょうか。あるいは、こういう新しい切手を発行することは、非常にコストがかかるのか、それとも、大したコストはかからなくて様々な種類が発行できるのでしょうか。

○菊池郵便課長 おそらく、廃止ということもあり得るのだらうと思います。というのは、郵便局においては、切手は全て枚数チェックがございまして、発行コストも含めまして管理コストが非常にかかります。もし本当に需要がなくなったものであれば、廃止ということもあり得るのだらうと思います。今回のこの300円切手について、どのくらい発行コストがかかるのかというのは聞いてございませぬが、結構な枚数を発行するのだらうと思いますので、やはりコストはかかるのではないかとおぼえております。4ページに参考でつけさせていただきますましたが、どのような切手を発行するのかというのは、現在の郵便料金をもとにして、組み合わせを考えて種類が定められているのだらうと思います。

○田尻分科会長 300円切手の図柄は、これから検討なさるといことですが、いつぞや申し上げたかと思うのですが、日本の郵便切手は、随分美しくなつてはきたと思います。特に記念切手等は、諸外国のものとは比べても、デザイン的にも印刷技術でも工夫をなしている点はよく理解しておりますが、通常の50円、80円の切手は旧態依然と申しますか、極めて退屈なものなのですね。これほど美しい記念切手を作成できる会社が、なぜ最も日常的に使う50円、80円の切手の図柄を変えないのか、いつも不思議に思つております。郵便の取り扱い物数が減少する基調はいまだ変わらない訳ですし、特別のもののみではなくて、日常的に販売されているものを、イメージを一新するなり、次々新しいものに取りかえていくなり、そういった仕組みがあつていいのではないかとおぼえます。在庫管理のシステムが、どの程度整備されているかということとも絡んでいられるのかもしれませんが、ぜひそういう声があつたということをお伝えいただければと思います。

○菊池郵便課長 はい。

○田尻分科会長 ほかにいかがでございませうか。よろしゅうございませうか。

特にご意見がないようでありましたら、諮問第1017号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

それでは、次の案件に移らせていただきますが、次の審議事項は議事規則第9条第1項ただし書の規定により、非公開といたします。まことに恐縮ですが、傍聴者の方々は本会議室からご退室いただきますようお願いを申し上げます。

(傍聴者退室)

○田尻分科会長 それでは、諮問第1018号から1020号、「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及

び変更の認可」につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○神山信書便課長 信書便事業課の神山と申します。お手元の資料4-3の横長の資料で、ご説明をさせていただきます。1ページ、新たに特定信書便事業の許可申請をしてきた者が2者ございます。前回の分科会が3月の初めでしたので、今回はいつもに比べれば少のうございませう。この新たに事業の許可申請をしてきた者のうち、1つがアイエムエクスプレス株式会社です。本社所在地は東京都江東区、資本金は5,000万円で、主な事業は貨物運送業、三井倉庫の100%の子会社と聞いております。特定信書便事業の1号役務、巡回・定期集配サービスを申請してきております。具体的には[]の公文書集配業務の入札に参加したいということで、その前提要件としてこの許可を受けたいということです。

2つ目としまして、有限会社ワイエムフロントサービス、本社所在地は石川県小松市です。資本金は300万円、主な事業は仲立業、旅行会社とホテル・旅館等の間を取り持つ業態とのことです。こういった業種が信書便事業に参入するのは今回が初めてです。

申請のあったサービスは2号役務、いわゆる早いサービスと、3号役務、いわゆる付加価値の高いサービスで、具体的には電報に類似したサービス、慶弔便等として、引き受けた通信文を専用台紙に印刷等をして配達するサービスをしたいということです。

加えまして(2)ですが、株式会社エスジーアール、主な事業は興信所、調査業務の会社です。これは平成19年8月に3号役務で許可を得ておりますが、配達の方法に本人限定受け取りサービスを追加したいということで、これが事業計画の変更にあたりますので、今回変更の認可申請をしてきております。

以上、主な3者でございまして、これらの3者が約款や管理規程の認可又は変更認可もあわせて申請してきておりますが、そちらは記載例に沿って作成しておりますので、ご説明は省略させていただきます。また資料に記載はしてないのですが、SMB Cデリバリーサービス株式会社が、送達手段として軽自動車及び公共交通機関を追加したいということで、管理規程のみの変更というのがございます。これも軽微な内容ですので、ご説明は口頭で省略させていただきます。

次のページです。引受け及び配達の方法、これは信書便物の秘密の保護が正しくなされているかということを見るものですが、許可申請の2者につきまして、アイエムエクスプレスは、先ほど申し上げましたように、[]の公文書集配業務を予定しており、巡回先等で引受けをして、配達方法は差出人の指図により対面交付等で行うとのことです。ワイエムフロントサービスは、電話等で通信文の引受けをして、配達方法は差出人の指図により対面交付等で行うということです。事業計画変更のエスジーアールは、引受けの方法はこれまでどおりですが、配達の方法に、本人限定受取による対面交付を加えたいということです。

信書便物の取扱見込み及び配送体制、これは委員限りとさせていただいておりますが、信書便物ほどの程度の取扱いで、配送は正しくできるのかということを見るものです。

アイエムエクスプレスは、[]の公文書集配業務の受託を希望していますが、提供区域は東京都と神奈川県という広めの地域で申請をしてきております。取扱見込み等については、[]を念頭に置きまして、巡回が[]コース、配送人員は[]名、配送車両は[]台でやりたいとのことです。輸送手段の使用に必要な行政庁の許可等も得ているということです。ワイエムフロントサービスは、2号、3号役務について、石川県の金沢市、小松市といった南部の地域を提供区域として行いたいとのことです。電報類似サービスについて、

利用見込通数は、顧客見込みの方にアンケート調査をして、その2割程度は利用されるのではないかということで、毎月通という見込みを立てております。配送人員は名がで行い、配送車両は台をで使用することです。軽自動車を使うということで、届出は済んでいるとのこと。なお、2号役務については3時間審査がございまして、引受け及び配達的时间を含めて、180分でできるかどうかということ審査いたします。彼らが実測した結果、最長の配達経路は84キロ程度で、125分かかるとのこと。下のATISは、私どもが使用しているシステムでございまして、データを入れると、どのぐらい移動時間がかかるかが出て参ります。こちらでも150分で、引受け等の時間を入れても3時間以内で収まるということで、適当だと考えております。

それから、事業収支の見積もりです。2年間に渡って見るのですが、アイエムエクスプレスにつきましては、信書便事業の収入は、を念頭に置いて、初年度は円程度は見込めるだろうとのこと。支出は円、営業利益は円ということ。貨物業等を含めた全体の営業利益は円近くになるということ。収入は受託見込額を直課し、支出は配送員名、配送車両台にかかる費用を直課して、その他の費用は貨物業との収入比率により配賦しております。

ワイエムフロントサービスも基本的には同じ形で、信書便事業収入は利用見込額を直課して、支出は配送員、配送車両の費用を作業時間比率、その他の費用は収入比率により配賦しているという形で、こちらも信書便事業について利益が見込めるとのこと。

資金計画につきましては、当初の必要資金の見積りの算出が適正かどうか等を見ます。アイエムエクスプレスは、純資産の額が円以上ございまして、事業開始に要する資金は、注2にございまして、車両等を購入するのであれば車両等の価格、オフィス等を賃借するのであれば賃借料の1年分、人件費の2カ月分等の合計額となりますが、アイエムエクスプレスは円程度で、現預金があるため、で賄うとのこと。

ワイエムフロントサービスは、注1にあるとおり、資産から負債を差し引いた額が、円の会社です。事業開始に要する資金は、中古車両を台購入すること、円、人件費等をあわせて円かかるという申請です。これはで賄うとのこと。は、現在保有している現預金が20年度末で円あるので、その中から支出するという事です。

基本的には、3者、SMBCデリバリーサービスを入れますと4者ですが、それぞれ適当と判断しております。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご自由にご発言をいただきたく存じます。

○吉野委員 赤字だからといって、特にここでどうしなさいということとはできないのではないかと思います。そうであれば、とにかく頑張ってやっていただくしかないのかどうかというのが1つございます。それから、今後参入の認可申請があったときに、次々認めていけば、過当競争になって経営が難しくなる場所が出ると思うのですが、一方で、やはり競争していただいて、なるべくよい企業に入りたいというのが気持ちとしてあります。そういうときに、赤字になったところには早く退出をしていただいて、より強い企業に入りたいという進め方があると思うのですが、この場合、どのように考えたらよいのか、他

の委員の皆様も含めて、何かご意見があれば教えていただきたいと思ひます。

○神山信書便課長 委員のおっしゃるとおり、今回の申請は[]ではあるのですが、これまで[]で参入を許可した事例は、実はござひます。

それから、[]については、[]で成功している同様の業者があつて、そこのノウハウを活用したいということのようです。委員のおっしゃるとおり、[]では今のところライバルはいないと思ひますが、今後新しく出てきた場合にどうなるかということだと思ひます。私どもとしては審査基準に適合していれば認めるということになると思ひます。

○牛尾委員 今のお話にも関係するのですが、毎回資料として企業の詳細をつけていただひていますが、これまでにはやはり運送業が多かつたのですが、興信所等様々な業種が参入してきてるので、今後できれば参入業者の業種もわかる資料もつけていただけるとありがたいです。

○神山信書便課長 わかりました。主な業種は貨物運送業が多いのですが、それ以外もござひますので、次回以降対応させていただきたいと思ひます。

○古賀委員 先ほどの件と関連するのですが、[]のところもこれまで何件か許可してきたということですが、それらのところはうまくいっているのでしょうか。

それから、細かい話になるのですが、4ページ、ワイエムフロントサービスについて、事業開始に要する資金[]円、車両取得[]円、人件費[]円、これを足しても[]円です。残り[]円程が「等」の中に入っていますが、「等」が少し大きいのではないかと思ひます。この「等」は何に要する資金なのかということをご説明させていただきたい。

最後に、やはり昨年来からの景気の悪化に伴つて、この種の事業が非常に厳しくなっているのではないかと予想されるのですが、例えば廃業するとか、そのような兆候が出てきてないか、感覚でも結構ですから、わかればお聞かせを願ひたいと思ひます。

○神山信書便課長 では、私から先に説明させていただきまして、細かい資料等は事務局から補足させていただきます。

[]で許可したところについて、うまくいっているのかどうかということですが、280強程の業者の中で、20者程が許可時に[]がござひまして、現在のところ大体のところは何とかやっているということですが、2者が廃業になっていると存じますが、利用者にご迷惑をかけない形でクローズしていると聞いております。

それから、[]円については後ほどご説明を申し上げます。3つ目の、景気悪化の影響ですが、この3月から5月の間にも数件ですが廃業があつたと思ひます。確かに本業が運送業のところが多く、その本業に左右されますので、景気の影響によりかなり厳しくなっているのではないかと、感覚的なことで申し訳ないのですが、コメントさせていただきます。

○信書便事業課 事業開始に要する資金の内訳ですが、人件費、経費ということで書いてござひます。そのほか、具体的には賃借料が[]円ほどござひます。また、その他費用として台紙の購入費等で[]円程度ござひます。主にそのほか諸経費ということですが。

○神山信書便課長 電報類似サービスということで台紙にかなりお金をかけるということがあるのだと思ひます。

○古賀委員 なるほど。わかりました。

○山上委員 初めての出席ですので、少し異なつたことを言つてしまうかもしれませんが、

提供サービスの中身を見てみますと、継続的な一つの契約として、長く引き続いてやる内容ではない印象を持っております。1回3時間以内にお渡しする等のサービスということですので、万が一うまくいかなかったとしても、利用者にそれほどの影響があるものではないと思われましたので、この申請に対して私はよろしいのではないかなと思います。

○神山信書便課長 ありがとうございます。電報類似サービスは確かに委員のおっしゃるとおりで、私どももそのように思っております。他方、巡回・定期便の1号役務は、市役所等と1年程度契約しますので、途中で廃業するとなると利用者への影響が大きいので、これはやはりしっかりとチェックしていくという、そういった視点も今後出てくるかと思っております。

○吉野委員 市役所の公文書集配関係について、手数料は業者と市役所との間で自由に決めることができるのでしょうか。それとも、ある程度決まっています、赤字の企業が役務を行うとなった時に、市役所に対してもっと手数料を払いなさいという形で、ひいては住民の方の負担になるということであれば、あまり赤字の事業者を参入させない方がよいかという側面もあります。

○神山信書便課長 市役所もある程度単価を持っていて、基本的には競争入札が行われます。そういう意味ではアイエムエクスプレスも[]の業務を受託できるかどうかはまだわからないのですが、彼らの単価で入札を行って、市役所が信用力等も含めて一番よいところに落札するという事なのだと思います。

○吉野委員 では、問題はないですね。

○神山信書便課長 そうですね。公文書集配業務については、これまで市役所等の職員が同行して巡回していたところなどが、コスト削減をしたい、しかし質は落とさたくないということで、徐々に導入され始めているそうです。

○田尻分科会長 ほかに何かございませんか。特にならなければ、諮問第1018号から1020号につきまして、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにいたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

それでは、特にならなければ、本日の会議は終了させていただきます。

なお、この後、本日の許認可事案等につきまして、私から報道に説明をさせていただきたいと存じますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、次回の日程ですが、委員の先生方のご都合もご相談申し上げまして、改めて事務局からご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

閉 会